

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設入居募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例第2条で規定する、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区及びうるま地区内賃貸工場（以下、「施設」という。）への入居募集に関し、同条例施行規則第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(施設の位置等)

第2条 施設の位置、区画及び面積は別図表のとおりとする。

(入居者資格要件)

第3条 施設の使用の許可を受けて入居する者（以下「入居者」という。）の資格要件は、次の(1)から(4)に定める要件をすべて満たすほか、原則として(5)を満たす者とする。

- (1) 青色申告書を提出する法人であること。
- (2) 貿易若しくはこれに関連する事業、又はこれらの事業を行うために必要な事業を行う者であること。
- (3) 事業資金の調達能力を有している者であること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対して、十分な公害防止対策が可能な者であること。
- (5) 国際物流拠点産業の振興に寄与すると認められる製造業を営むものであること。

(募集方法等)

第4条 入居の募集は、原則として公募によるものとする。

2 公募の広報は、県広報媒体等を通じて行うものとする。

(入居申込みの方法)

第5条 施設の入居の申込みをする者（以下「入居申込者」という。）は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設入居申込書（第1号様式。以下「入居申込書」という。）に次の関係資料を添えて行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 役員履歴書
- (4) 入居申込みについて審議した議事録の写し（入居の理由、用途及び資金計画等）
- (5) 会社概要書（営業案内書）
- (6) 直近4年間の税務申告書（決算書を含む）
- (7) 直近3年間の法人税、法人事業税及び固定資産税の納税証明書
- (8) 直近3年間の法人事業概況書

- (9) 組織図（立地前・立地後）
- (10) 見積書（附属設備・機械等の設備投資に係るもの）
- (11) 残高証明書（預金・借入）
- (12) 金融機関等の内諾等を証明する書面

（入居者の選考）

第6条 知事は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設入居者選考審査要領に基づき入居申込者の選考を行い、入居者を内定するものとする。

- 2 知事は、前項に定める審査等を行い、入居者を内定したときは、速やかに、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設入居内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 入居者の選考基準は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 経営状況の堅実性
経営状況が堅実であること。
 - (2) 計画の確実性
事業計画が遂行可能な資金計画を有していること。
 - (3) 貿易との関連性
国際物流拠点産業の振興に寄与する者であること。
 - (4) 空港又は港湾の利用度
空港又は港湾を有効に活用するものであること。
 - (5) 県経済への波及効果
企業立地により、県内産業への波及効果が期待されるとともに、相当数の新規雇用者の増が見込まれること。なお、県内企業の移転の場合は、産業の高度化等が図られること。
- 4 前項の審査にあたっては、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の財務に関し専門的知識を有する者から意見聴取等を行うものとする。

（使用の許可の申請）

第7条 知事から入居内定の通知を受けた者（以下「入居内定者」という。）は、知事の指定する期間内に、施行規則第3条に規定する使用許可申請書を提出しなければならない。

（内定の取消）

第8条 知事は、入居内定者が、知事の指定する期間内に別に定める使用許可申請書を提出しないとき、又は入居申込書の事業計画に著しい変更が生じる等使用許可を与えることが不適当であると認められるときは、第6条第1項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

- 2 前項の規定による内定の取消しは、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設入居内定取消通知書（第3号様式）により行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めがない事項については、商工労働部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年度は、平成 11 年 10 月 1 日(金)から平成 11 年 12 月 15 日(水)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を申込みの期間として公募する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 平成 12 年度は、平成 12 年 6 月 5 日(月)から平成 12 年 8 月 25 日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を申込みの期間として公募する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 9 月 8 日から施行する。
- 2 平成 12 年 9 月 8 日(金)以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）については、随時申込みを受け付けるものとして公募する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。